

JIS

電気及び関連分野一部品リストの作成

JIS C 0453 : 2005

(IEC 62027 : 2000)

(JSA)

平成 17 年 4 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	二 瓶 好 正	東京理科大学
(委員)	有 川 彰 一	財団法人日本船舶標準協会
	飯 塚 悦 功	東京大学
	岩 井 篤	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	大 山 永 昭	東京工業大学
	梶 村 皓 二	財団法人機械振興協会
	菊 地 眞	防衛医科大学校
	佐 野 真理子	主婦連合会
	菅 原 進 一	東京理科大学
	田 中 信 義	キヤノン株式会社
	富 田 育 男	社団法人日本建材産業協会
	樋 口 世喜夫	社団法人自動車技術会
	吹 譯 正 憲	社団法人電子情報技術産業協会
	前 原 郷 治	社団法人日本鉄鋼連盟
	宮 入 裕 夫	東京電機大学
	若 井 博 雄	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 17.4.20

官 報 公 示：平成 17.4.20

原 案 作 成 者：財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1573)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電気標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

制定に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、**IEC 62027:2000, Preparation of parts lists** を基礎として用いた。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JIS C 0453:2005 には、次に示す附属書がある。

- 附属書 A (参考) 使用する文書指定の扱い
- 附属書 B (参考) 分類 A の部品リスト文書例
- 附属書 C (参考) 分類 B の部品リスト文書例
- 附属書 D (参考) 分類 A の製作用部品リスト文書例
- 附属書 1 (参考) 輸送文書への応用例

目 次

	ページ
序文	1
1. 適用範囲	2
2. 引用規格	2
3. 定義	3
4. 一般	5
4.1 部品リストの表示形式	5
4.2 表の見出し	5
4.3 リスト品目	6
4.4 部品リストの分類	6
5. 部品リスト本体の要求事項	6
5.1 指定されたオブジェクトの関係	6
5.2 リスト品目の内容	6
5.3 諸元項目の要件	7
5.4 部品リスト本体の配置	11
6. 部品リスト文書に対する要求事項	13
6.1 一般事項	13
6.2 文書種類の指定	13
附属書 A (参考) 使用する文書指定の扱い	14
附属書 B (参考) 分類 A の部品リスト文書例	15
附属書 C (参考) 分類 B の部品リスト文書例	16
附属書 D (参考) 分類 A の製作用部品リスト文書例	17
附属書 1 (参考) 輸送文書への応用例	19
用語索引	23
解 説	25

電気及び関連分野一部品リストの作成

Preparation of parts lists

序文 この規格は、2000年に第1版として発行された IEC 62027, Preparation of parts lists を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある“参考”は、原国際規格にはない事項である。

部品リストは、主としてそれが適用されるオブジェクト全体又はシステム全体の構成要素（コンポーネント）を列挙し、仕様を記載するために使用される。

製品、設備、及びシステムに関する情報は、ツリー状の階層構造に基づいて体系化できることが一般に知られている。その構造は、プロセス又は製品が“オブジェクト”と総称される用語によって、どのように細分化されるかを示している。この規格では、“オブジェクト”とは 3.1.1 の定義によって、プラント、設備、システム、機器など又はそれらの一部の設計、エンジニアリング、製作・建設、運転、保守及び廃棄といったプロセスで扱われるものを指している。

備考 他の規格では、“品目”という用語が“オブジェクト”と同じ意味で用いられることがある。

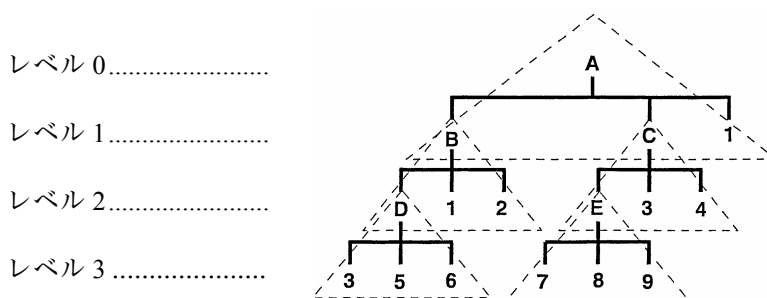
“観点” (3.1.3 参照) によって、例えば、“製品指向の構造”、“機能指向の構造”又は“位置指向の構造”といった様々な構造が考えられる。

ある特定の構成オブジェクトが一つだけの構造に関係する場合もあれば、複数の構造に関係する場合もある。構造及び構造化に関する情報は、JIS C 0452-1 及び IEC 61346-4 を参照。

部品リストは、あらゆる点でそのような構造に関係する。したがって、この規格に記載されている部品リストの概念は、JIS C 0452-1 で定義されたすべての構造に当てはまる。

製品指向の構造による製品の実際の製造、構成に関連した部品リストは、通常は、それぞれ同一の構成レベルだけを対象とし、主要組み立て構成品は、同一レベルの部品リストのシステムによって記述される。同一レベルの部品リストのシステム例を、次の図に示す。

部品リストは、すべての構造の情報をもつデータベースから報告書として作成されることがある。



備考 A は、主要組み立て構成品；B, C, D 及び E は、下位の組み立て構成品；1, 2, 3 などは、部品である。A, B, C, D 及び E は、同一レベルの部品リストによって定義され、それぞれの内容は点線で示される。